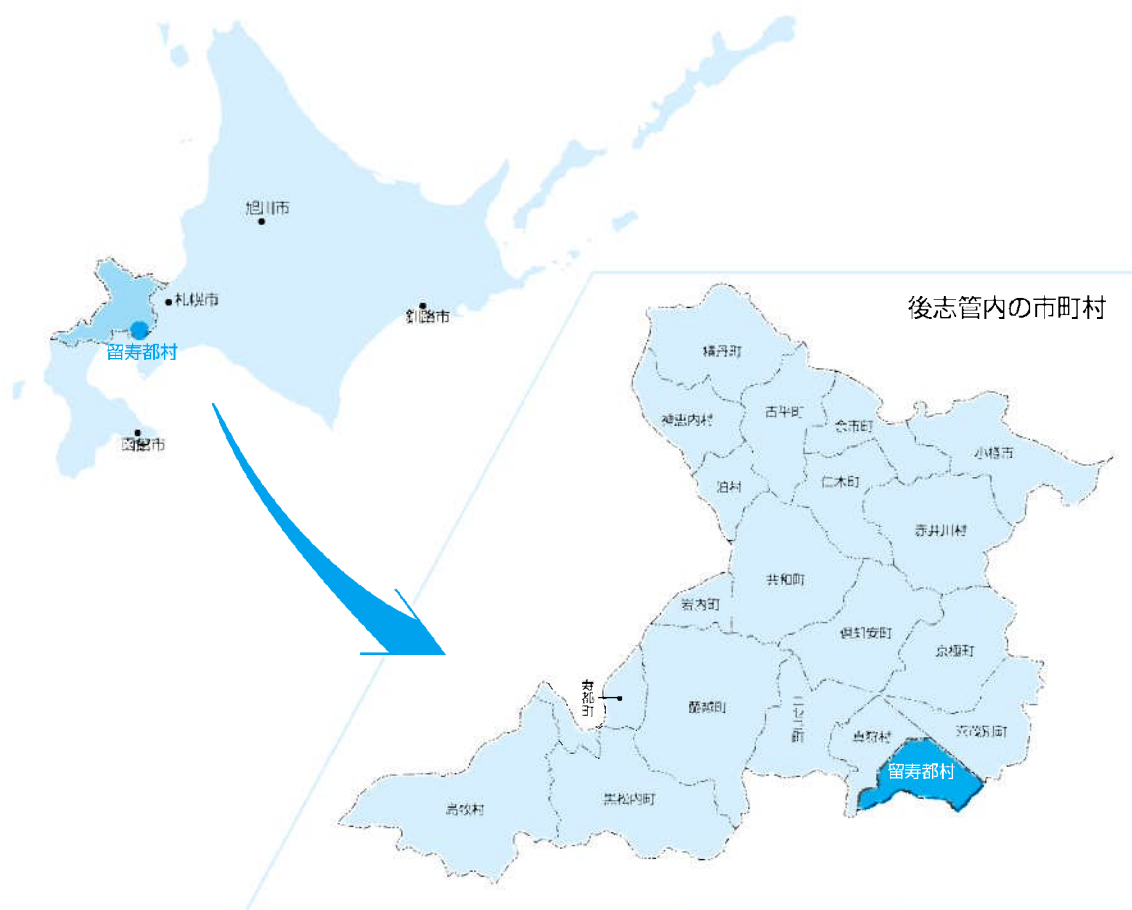


第9期 留寿都村分別収集計画



令和元年10月
北海道虻田郡留寿都村

第9期 留寿都村分別収集計画 目次

1	計画策定の意義	P	3
2	基本的方向	P	3
3	計画期間	P	3
4	対象品目	P	3
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み	P	3
6	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項	P	3
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分	P	4
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み	P	5
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	P	5
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項	P	6
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項	P	6
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	P	6

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第8条に基づいて一般廃棄物の中で大きな割合を占める容器包装廃棄物を分別収集し、最終処分量の削減を図る目的で、住民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の減量や最終処分場の延命化、資源の有効活用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ① ごみ処理、リサイクルに対する意識啓発の推進
- ② ごみの排出抑制、リサイクルを基本とした地域社会づくりの推進
- ③ 適切な資源ごみ分別収集体制の整備による分別精度、分別収集率の向上
- ④ 住民、事業者、行政が一体となった資源リサイクルの推進

3 計画期間

本計画の計画期間は令和2年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル及びプラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
容器包装廃棄物	224 t	224 t	224 t	224 t	224 t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出抑制のため、以下の方策を実施する。なお、実施に当たっては、住民、事業者及び行政がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図る。

また、分別収集に当たり、広報誌などにより、住民、事業者等への周知を行なうとともに、住民及び事業者等の意見の反映を行い、ごみ排出抑制とリサイクル活動に対する地域的連携の強化を図る。

- (1) ごみ処理、リサイクルに対する意識啓発の推進

- ・ 広報などを通じた住民に対する意識啓発
ごみ問題に対して、常に住民の意識が向けられるような手段、施策を検討した上で、啓発活動を行っていく。
- ・ 学校教育の場を通じての啓発
視聴覚教材や副読本の充実、学校給食における牛乳パックの回収やごみ処理施設の見学等の機会を活用し、ごみ問題について学習する機会を提供する。
- ・ 村、その他公共機関の率先的行動による啓発
行政は、住民、事業者の模範となるようごみの排出抑制、リサイクル活動に対する取り組みを率先して行う。

(2) 排出以前のごみ発生抑制活動の推進

- ・ 住民への指導、協力要請
マイバック、エコバックの持参奨励等、過剰な容器包装廃棄物の発生を抑制する。
- ・ 事業者への指導、協力体制
スーパー、小売店事業者包装の簡素化に対する協力を要請し、過剰な容器包装廃棄物の抑制を推進する。
- ・ 集団回収活動の支援
住民の間で実施される集団回収活動が効果的なものになるように積極的に支援を行う。

(3) 適切な資源ごみ分別収集体制の整備による分別頻度、収集率の向上

- ・ 資源物の付加価値の向上が図られるような分別収集体制の整備
今後、分別収集を推進していく上で、分別区分及び排出の方法等を勘案しながら住民周知を徹底し、分別精度、収集率の向上を図り再商品化価値の高い資源物としての収集を目指す。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

今後のごみ処理の展望及び再商品化計画を総合的に勘案し、分別収集の対象とする容器包装廃棄物の種類を下表のように定める。

また、分別収集に伴う経費負担が適正で、住民に過負荷になるような分別区分は避け、住民が自発的な分別排出が行えるように実施する。

分別収集する容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器	スチール缶	3種資源物
	缶	
主としてアルミ製の容器	アルミ缶	
主としてガラス製の容器	無色のガラス製容器	
	茶色のガラス製容器	
	その他のガラス製容器	
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てるためのもの	ペットボトル	
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの		その他プラスチック製容器
主として紙製の容器であって飲料を充てるためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）		紙パック
主として段ボール製の容器		段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの		その他紙製容器

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
主としてスチール製の容器	7 t		7 t		7 t		7 t		7 t	
主としてアルミ製の容器	14 t		14 t		14 t		14 t		14 t	
無色のガラス製容器	(合計) 13 t		(合計) 13 t		(合計) 13 t		(合計) 13 t		(合計) 13 t	
	(引渡) 13 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 13 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 13 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 13 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 13 t	(独自処理) 0 t
茶色のガラス製容器	(合計) 12 t		(合計) 12 t		(合計) 12 t		(合計) 12 t		(合計) 12 t	
	(引渡) 12 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 12 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 12 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 12 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 12 t	(独自処理) 0 t
その他のガラス製容器	(合計) 13 t		(合計) 13 t		(合計) 13 t		(合計) 13 t		(合計) 13 t	
	(引渡) 13 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 13 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 13 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 13 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 13 t	(独自処理) 0 t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（厚材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	1 t		1 t		1 t		1 t		1 t	
主として段ボール製の容器	30 t		30 t		30 t		30 t		30 t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 6 t		(合計) 6 t		(合計) 6 t		(合計) 6 t		(合計) 6 t	
	(引渡) 0 t	(独自処理) 6 t	(引渡) 0 t	(独自処理) 6 t	(引渡) 0 t	(独自処理) 6 t	(引渡) 0 t	(独自処理) 6 t	(引渡) 0 t	(独自処理) 6 t
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 26 t		(合計) 26 t		(合計) 26 t		(合計) 26 t		(合計) 26 t	
	(引渡) 26 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 26 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 26 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 26 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 26 t	(独自処理) 0 t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 37 t		(合計) 37 t		(合計) 37 t		(合計) 37 t		(合計) 37 t	
	(引渡) 37 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 37 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 37 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 37 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 37 t	(独自処理) 0 t

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

$$= \text{直近年度の分別基準適合物等の収集実績} \times \text{人口変動率}$$

また、人口変動率は、第5次留寿都村総合計画における推計人口に、期間中の観光入込客数年間149万人という見込み数を1日当たりに換算した人数（150万人／365日＝4,109人≒4,100人）を加算した人数を基に、次のとおり設定した。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
5,895 人 (対前年度比)	5,867 人 (対前年度比)	5,840 人 (対前年度比)	5,812 人 (対前年度比)	5,785 人 (対前年度比)
100.00 %	99.53 %	99.54 %	99.52 %	99.54 %

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、一部を直営で行う外、本村が委託する事業者が行なうものとする。

なお、収集・運搬の段階及び選別・保管等の段階の実施者については、下表のとおりとする。

分別収集する容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集運搬段階	選別保管等段階
主としてスチール製の容器	スチール缶	3種資源物	委託事業者による定期回収	委託事業者
主としてアルミ製の容器	アルミ缶			
主としてガラス製の容器	無色のガラス製容器			
	茶色のガラス製容器			
	その他のガラス製容器			
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品をつるためのもの	ペットボトル			
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	その他プラスチック製容器	村直営		
主として紙製の容器であって飲料をつるためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	紙パック			
主として段ボール製の容器	段ボール			
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	その他紙製容器			

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

3種資源物及びその他プラスチック製容器については、引き続き、民間事業者が保有する保管施設において保管する。

紙パック、段ボール及びその他紙製容器については、当面、独自処理することとし、村の施設において保管等を行う。

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項（法第8条第2項第7号）

(1) 住民や事業者の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため、住民、事業者、行政が協力して分別収集推進体制を整備するように努める。

(2) 各種住民団体による集団回収を促進する。

